

静岡県告示第733号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「島田掛川信用金庫金谷扇町支店」を削る。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行新居支店の項所在地の欄中「新居町浜名394番地の1」を「鷲津5141番地（湖西支店内）」に改める。

2の(3)のエの表島田掛川信用金庫金谷支店の項所在地の欄中「金谷宮崎町2037番地の1」を「金谷栄町347番地の100」に改め、同表中島田掛川信用金庫金谷扇町支店の項を削る。

附 則

この告示は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 2の(1)のエの表及び2の(3)のエの表の改正規定（島田掛川信用金庫金谷支店の項に係る部分に限る。）

令和2年11月2日

- (2) 2の(1)のアの表及び2の(3)のエの表の改正規定（島田掛川信用金庫金谷扇町支店の項に係る部分に限る。） 令和2年11月13日